

退職手当制度について

1 退職手当の額

退職手当の額は、退職手当の基本額に退職手当の調整額を加えて得た額とする。

$$\text{退職手当の額} = \boxed{\text{退職手当の基本額}} + \boxed{\text{退職手当の調整額}}$$

2 退職手当の基本額

職員が退職した日の給料の月額（新給料表による給料月額。）に退職事由別及び勤続期間に応じた定められている割合（以下「支給率」という。）を乗じて算定する。

$$\text{退職手当の基本額} = \boxed{\text{給料の月額（退職日給料月額）}} \times \boxed{\text{支給率}}$$

3 退職手当の調整額

退職手当の調整額区分表

	3号区分	4号区分	5号区分	6号区分	7号区分	8号区分	9号区分	10号区分
調整額	50,000	45,850	41,700	33,350	25,000	20,850	16,700	0
行政職	旧 11 級	旧 10 級	旧 9 級	旧 8 級	旧 7 級	旧 6 級	旧 5～4 級	旧 3～1 級
小中学校 等教育職		4 級(20)	4 級(15)	3 級(15)	3 級(10)、特 2 級 2 級(10)かつ年度 当初 55 歳以上	2 級(10)	2 級(5)	左記以外

(1) 退職手当の調整額は、その者の在職期間の各月ごとに、その者が属していた職員の区分に応じた額のうち、その額の高い方から 5 年分（60 月分）の合計額とする。

(2) 短期勤続者等に対する退職手当の調整額

ア 勤続 24 年以下の退職者

第 1 号～第 8 号区分及び第 10 号区分については当該区分に掲げる額、第 9 号区分については 0 円であるものとして退職手当の調整額を算定する。

イ 勤続 4 年以下の退職者及び勤続 10 年以上 24 年以下の自己都合退職者

アにより算定された調整額の 1 / 2 の額を退職手当の調整額とする。

(3) 退職手当の調整額の支給の制限

勤続 9 年以下の自己都合退職者等の者には退職手当の調整額は支給しない。

4 定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例

定年前早期退職者については、退職手当条例第 5 条の 3 により計算した額を支給する。

(1) 対象職員 特別退職措置及びこれに伴う優遇措置要綱に該当して退職した者等

(2) 対象年齢 定年年齢 60 歳の職員 年度末年齢が 55 歳～59 歳の者

(3) 加算割合

年度末年齢	55	56	57	58	59	60
定年 60 歳職員の加算割合 (%)	10	8	6	4	2	-

5 勤続期間

- (1) 勤続期間：職員として引き続いた在職期間
- (2) 職員以外の地方公務員等の期間について
職員以外の地方公務員等から1日の空白もなく引き続いて職員となった場合、職員以外の地方公務員等としての在職期間は、職員として引き続いた在職期間に含む。
ただし、退職手当（これに相当する給与を含む。）を支給されている場合は含まない。
- (3) 在職期間の算出方法
在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。月を単位として計算するため、1日でも職員として在職していれば1月として計算する。
この在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てる。
- (4) 在職期間の端数の例外
全在職期間が1年未満の場合
ア 在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。
イ 退職手当条例第3条適用のうち傷病又は死亡による退職、条例第4条第1項及び第5条第1項適用の退職の場合で、在職期間が1年未満の場合にはこれを1年とする。
- (5) 休職等の期間について
ア 在職期間のうち、休職（公務上の傷病による休職等を除く。）、停職、大学院修学休業、育児休業（イの期間の月を除く）等により1日も職務に従事しなかった月があった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（職員団体専従休職の場合はその月数）を在職期間から除算する。（1日でも職務に従事していれば、その月は除算の対象とはならない。）
イ 在職期間のうち、育児休業により1日も職務に従事しなかった月で、子が1歳に達した日の属する月までの場合は、その月数の3分の1に相当する月数を除算する。
ウ 在職期間のうち、高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間の月数を除算する。

6 退職手当が支給されない場合

- (1) 勤続期間が6月未満で退職した場合。
- (2) 懲戒免職の処分を受けた場合又は欠格条項に該当し失職した場合。
- (3) 職員が退職の日又はその翌日に再び職員となった場合。
- (4) 職員が刑事事件に関し起訴中に退職した場合。
- (5) 職員が退職し、退職手当の支払手続中に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合。ただし禁錮以上の刑に処せられなかった場合は支給する。

- (6) 退職の日に引き続いて通算規定のある職員以外の地方公務員等となった場合。
- (7) 職員が死亡し、遺族が誰もいない場合。

7 制度改正（平成18年4月1日施行）に伴う経過措置等

- (1) 施行日前日額の保障（退職手当条例の一部改正条例附則第2項及び第3項）

新条例等退職手当額 A < **施行日前日額 B** の場合は、**B** を保障。

* 施行日前日額 B = 平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間、及び同日における給料月額を基礎として算定した額

- (2) 施行日後3年間の抑制措置（退職手当条例の一部改正条例附則第4項及び第5項）

新条例等退職手当額 A > **旧条例等退職手当額 C** の場合は、次の区分に応じた一定額を A から控除。

* 旧条例等退職手当額 C = 旧制度が維持されたとして算定した場合の額（ただし、算定基礎は施行日前日の給料月額で算定）

ア 平成18年4月1日～21年3月31日までの退職者で勤続25年以上

「退職手当の調整額の5%」又は
「新条例等退職手当額 A と旧条例等退職手当額 C の差額」 } のいずれか
少ない額(上限10万円)

イ 平成18年4月1日～19年3月31日までの退職者で勤続24年以下

「退職手当の調整額の70%」又は
「新条例等退職手当額 A と旧条例等退職手当額 C の差額」 } のいずれか
少ない額(上限100万円)

ウ 平成19年4月1日～21年3月31日までの退職者で勤続24年以下

「退職手当の調整額の30%」又は
「新条例等退職手当額 A と旧条例等退職手当額 C の差額」 } のいずれか
少ない額(上限50万円)

8 平成20年8月1日以降の退職者に係る退職手当

平成20年8月1日以降に退職する者の退職手当の額は、当分の間、本来支給されるべき額に100分の95を乗じて得た額とする。

退職手当に係る税金(参考)

所得税の計算(平成 19 年 1 月以降分)

$$\boxed{\text{退職所得控除額控除後の金額} \times 1 / 2 \times \text{税率}(5 \sim 40\%) - \text{控除額}}$$

退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000 円以下	5%		(A) × 5%
1,950,000 円超 3,300,000 円以下	10%	97,500 円	(A) × 10% - 97,500 円
3,300,000 円超 6,950,000 円以下	20%	427,500 円	(A) × 20% - 427,500 円
6,950,000 円超 9,000,000 円以下	23%	636,000 円	(A) × 23% - 636,000 円
9,000,000 円超 18,000,000 円以下	33%	1,536,000 円	(A) × 33% - 1,536,000 円
18,000,000 円超	40%	2,796,000 円	(A) × 40% - 2,796,000 円

注) 1 退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1に相当する金額(千円未満の端数切捨て)を課税退職所得金額の欄(A)に当てはめて税額計算を行う。

2 求めた税額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

退職所得控除額の計算

2 年以下 80 万円

20 年以下 40 万円 × 勤続年数

20 年超え 800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

勤続年数1年未満の端数は1年に切り上げ。欠勤、休職も勤続期間に含む

住民税の計算(平成 19 年 1 月以降分)

退職所得の金額	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税率</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村民税 6%</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">府県民税 4%</td> </tr> </table>	税率		市町村民税 6%	府県民税 4%	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村民税額 (a)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">府県民税額 (b)</td> </tr> </table>	税額		市町村民税額 (a)	府県民税額 (b)
税率												
市町村民税 6%	府県民税 4%											
税額												
市町村民税額 (a)	府県民税額 (b)											

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">税額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村民税額 (a)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">府県民税額 (b)</td> </tr> </table>	税額		市町村民税額 (a)	府県民税額 (b)	-	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">控除額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(a) × 10% (c)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(b) × 10% (d)</td> </tr> </table>	控除額		(a) × 10% (c)	(b) × 10% (d)	=	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">特別徴収すべき税額</th> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">市町村民税額 (a)-(c)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">府県民税額 (b)-(d)</td> </tr> </table>	特別徴収すべき税額		市町村民税額 (a)-(c)	府県民税額 (b)-(d)
税額																
市町村民税額 (a)	府県民税額 (b)															
控除額																
(a) × 10% (c)	(b) × 10% (d)															
特別徴収すべき税額																
市町村民税額 (a)-(c)	府県民税額 (b)-(d)															

注) 1 退職所得の金額(収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額)に、千円未満の端数がある場合は、千円未満の金額を切り捨てる。(退職所得の金額は、1,000 円単位)。

2 市町村民税額(A)、府県民税額(B)は、端数処理を行わない。

3 控除額(税額 × 10%)は、端数処理を行わない。

4 特別徴収すべき税額(市町村民税額、府県民税額)に、百円未満の端数がある場合は、それぞれ百円未満の端数を切り捨てる(特別徴収すべき税額は 100 円単位)。

退職事由別の退職手当支給割合早見表

(平成18年 4月 1日～)

退職事由 勤続年数	第 3 条			第 4 条	第 5 条
	自己の都合による退職等			11年以上25年未満の 定年退職等	整理退職等
	自己都合	・11年未満 公務外死亡 通勤傷病 定 年 ・期限満了	公務外傷病	・11年以上 公務外死亡 通勤傷病 定 年	・25年以上 公務外死亡 通勤傷病 定 年 ・年度末特別退職 ・公務上傷病、死亡
1年未満					1.5 (2.7 a)
6ヶ月以上1年	0.60	1.00	1.000		1.5 (3.6 a)
2	1.20	2.00	2.000		3.0 (4.5 a)
3	1.80	3.00	3.000		4.5 (5.4 a)
4	2.40	4.00	4.000		6.0 (5.4 a)
5	3.00	5.00	5.000		7.5 (5.4 a)
6	3.60	6.00	6.000		9.000
7	4.20	7.00	7.000		10.500
8	4.80	8.00	8.000		12.000
9	5.40	9.00	9.000		13.500
10	6.00	10.00	10.000		15.000
11	8.88		11.100	13.875	16.650
12	9.76		12.200	15.250	18.300
13	10.64		13.300	16.625	19.950
14	11.52		14.400	18.000	21.600
15	12.40		15.500	19.375	23.250
16	15.39		17.100	21.375	24.900
17	16.83		18.700	23.375	26.550
18	18.27		20.300	25.375	28.200
19	19.71		21.900	27.375	29.850
20	23.50		24.440	30.550	32.760
21	25.50		26.520	32.630	34.476
22	27.50		28.600	34.710	36.192
23	29.50		30.680	36.790	37.908
24	31.50		32.760	38.870	39.624
25	33.50		34.840		41.340
26	35.10		36.504		43.212
27	36.70		38.168		45.084
28	38.30		39.832		46.956
29	39.90		41.496		48.828
30	41.50		43.160		50.700
31	42.70		44.408		52.572
32	43.90		45.656		54.444
33	45.10		46.904		56.316
34	46.30		48.152		58.188
35	47.50		49.400		59.280
36	48.70		49.400		59.280
37	49.90		49.900		59.280
38	51.10		51.100		59.280
39	52.30		52.300		59.280
40	53.50		53.500		59.280
41	54.70		54.700		59.280
42	55.90		55.900		59.280
43	57.10		57.100		59.280
44	58.30		58.300		59.280
45	59.28		59.280		59.280

退職事由別の退職手当支給割合早見表 (平成17年1月1日～平成18年3月31日)

退職事由 勤続年数	第 3 条 普 通 退 職			第 4 条 長期勤続後の退職等		第 5 条 整理退職等
	・24年以下 自己都合	・19年以下 公務外死亡 通勤傷病 定 年 ・期限満了	・24年以下 公務外傷病	25年以上 自己都合	・20年以上 24年以下 公務外死亡 勸 奨 通勤傷病 定 年 ・25年以上 公務外傷病	・25年以上 公務外死亡 勸 奨 通勤傷病 定 年 ・年度末特別退職 ・公務上傷病、死亡
1年未満						1.5 (2.7 a)
6ヶ月以上1年	0.60	1.00	1.000			1.5 (3.6 a)
2	1.20	2.00	2.000			3.0 (4.5 a)
3	1.80	3.00	3.000			4.5 (5.4 a)
4	2.40	4.00	4.000			6.0 (5.4 a)
5	3.00	5.00	5.000			7.5 (5.4 a)
6	4.50	6.00	6.000			9.000
7	5.25	7.00	7.000			10.500
8	6.00	8.00	8.000			12.000
9	6.75	9.00	9.000			13.500
10	7.50	10.00	10.000			15.000
11	8.88	11.10	11.100			16.650
12	9.76	12.20	12.200			18.300
13	10.64	13.30	13.300			19.950
14	11.52	14.40	14.400			21.600
15	12.40	15.50	15.500			23.250
16	13.28	16.60	16.600			24.900
17	14.16	17.70	17.700			26.550
18	15.04	18.80	18.800			28.200
19	15.92	19.90	19.900			29.850
20	21.00		21.840		27.30	32.760
21	22.20		23.088		28.86	34.632
22	23.40		24.336		30.42	36.504
23	24.60		25.584		31.98	38.376
24	25.80		26.832		33.54	40.248
25				33.75	35.10	42.120
26				35.25	36.66	43.992
27				36.75	38.22	45.864
28				38.25	39.78	47.736
29				39.75	41.34	49.608
30				41.25	42.90	51.480
31				42.50	44.20	53.040
32				43.75	45.50	54.600
33				45.00	46.80	56.160
34				46.25	48.10	57.720
35				47.50	49.40	59.280
36				48.75	49.40	59.280
37				50.00	50.00	59.280
38				51.25	51.25	59.280
39				52.50	52.50	59.280
40				53.75	53.75	59.280
41				55.00	55.00	59.280
42				56.25	56.25	59.280
43				57.50	57.50	59.280
44				58.75	58.75	59.280
45				59.28	59.28	59.280